

自動車旅行推進機構会員規約

第1章 総則

(名称)

- 第1条 本会の名称は「自動車旅行推進機構」(以下機構と言う)とする。
- 2 機構の愛称を「カーたび機構」とする。
 - 3 英語名称は Nippon Road Destinations (NRD) とする。

(事務局)

- 第2条 機構の事務局は、株式会社ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズ内に置く。また、機構の業務を分掌する事務所を必要地に置くことができる。

(目的)

- 第3条 機構は、自動車旅行に対する的確な情報の提供、自動車旅行に対応した旅行商品化等サービスの提案、情報提供場所及び情報発信機能の充実、自動車旅行に関連する各種事業化の検討などを推進することにより、関係機関及び地域との連携による国民の自動車旅行需要の喚起、安全・快適及び環境に配慮した旅行環境の提供に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 機構は前条の目的の達成のため、次の事業を行う。
- ① 関係機関等の連携による自動車旅行需要の喚起
 - ② 機構会員及び自動車旅行関連機関・地域等との情報交流
 - ③ 自動車旅行に関する各種事業化の研究
 - ④ 自動車旅行に関する各種研究・調査
 - ⑤ 自動車旅行に関するデータベースの研究・調査
 - ⑥ 自動車旅行に関する情報提供システムの研究・調査
 - ⑦ 自動車旅行に関する情報の収集・提供
 - ⑧ 自動車旅行に関する情報提供場所・媒体等の研究・調査
 - ⑨ 自動車旅行に関する各種サービスに関する研究・調査
 - ⑩ 鉄道、船舶、航空等と自動車との連携に関する研究・調査
 - ⑪ その他機構の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の資格)

第 5 条 機構の会員は、自動車旅行関連の事業を行う者または機構の目的及び趣旨に賛同して会員になろうとする者であって、幹事会の承認を得た者とする。

(入会)

第 6 条 機構に入会を希望する者は、入会申込書に所定の事項を記入して、機構に提出し、幹事会の承認を得るものとする。

2 企業内及び関係会社間での入会資格、会費等の調整が必要な場合は、幹事会において検討し、決定する。

第 7 条 機構の会員は、一般会員、団体会員、公共関連会員から構成し、一般会員及び団体会員を正会員とする。

(1) 一般会員は、企業等からなる。

(2) 団体会員は、公的団体等からなる。

(3) 公共関連会員は、国、地方公共団体、観光協会・連盟等からなる。

(会費)

第 8 条 会員は、所定の会費を納入しなければならない。

2 前項の会費の基準は、幹事会にて決定する。

(会員の権利)

第 9 条 会員は、機構が行う各種研究・調査等事業に関して、その希望に応じて参加できる。

2 機構が行った各種研究・調査等事業のビジネス事業化に関しては、その都度会員参加の方法等について、組織体制を含めて決定していく。

(義務)

第 10 条 会員は、機構が実施する広報、催事等においてその名称が公表されることを予め承諾する。

(退会)

第 11 条 会員は、届出、解散、除名により退会する。

2 退会した者は、会員としての一切の権利を失い、すでに納付した金銭その他本会の資産に対し何らの請求をすることはできない。

3 除名は、幹事会にてその事由を勘案して決定する。

4 会員は、退会しようとするときは、その義務を履行した後、書面をもって機構に届けなければならない。

第 3 章 役員

(役員)

第 12 条 機構に次の役員を置く

- (1) 代表幹事 5名以内
- (2) 幹事 20名以内
- (3) 監事 2名以内
- (4) 事務局長 1名

(職務)

- 第13条 代表幹事は、機構を代表し、その業務を統括する。
- 2 幹事は、代表幹事を補佐し、幹事会構成員として運営にあたる。
 - 3 監事は、コンプライアンスの遵守の指導と、監査を行う。
 - 4 事務局長は、事務局を統括し、会計を代表する。また、事務局員を置くことができる。

(任期)

- 第14条 役員の任期は、就任後1年とする。ただし再任は妨げない。
- 2 役員の補充は、幹事会にて決定する。

第4章 幹事会

(幹事会)

- 第15条 幹事会は、機構の重要な決定事項を議決する。

(構成)

- 第16条 幹事会は、代表幹事、幹事により構成する。

(選出)

- 第17条 幹事は、代表幹事が会員の中から指名する。

(幹事会の召集)

- 第18条 幹事会は、代表幹事が招集する。

(幹事会の運営)

- 第19条 幹事会の運営は、代表幹事が行う。
- 2 代表幹事は、幹事会の運営について代理を指名できる。

(議決)

- 第20条 幹事会の議事は、この規約に規定するものの他、出席した幹事会構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、代表幹事により決する。

第5章 部会及びワーキング

(設置)

- 第21条 機構に、事業推進の必要に応じて部会及びワーキングを設置する。
- 2 部会の設置においては、幹事会において決定する。

- 3 ワーキングの設置においては、幹事会との調整を図りながら部会において必要に応じて決定する。
- 4 部会並びにワーキングの運用において、必要に応じて、部会の規約、費用負担、知的財産権の管理、機密保持等に関する規定を、個々の部会並びにワーキングにおいて設定することができる。
- 5 部会は、代表幹事の要請により、事業の進捗状況、成果等を、報告しなくてはならない。

(参加)

第22条 部会に参加を希望する者は、幹事会の了承を得なくてはならない。

(成果の帰属)

第23条 成果については、幹事会との調整の上、部会及びワーキングにおいて必要に応じて守秘契約等の覚え書きを交わすことができる。

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第24条 機構の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) その他の収入

(財産の管理)

第25条 機構の財産の管理等に関しては、機構事務局が行うものとし、経理規定は別途定める。

(事業計画及び予算)

第26条 機構の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、代表幹事が作成し、幹事会にて出席会員の3分の2以上の議決を経て決定する。

(事業年度)

第27条 機構の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第28条 代表幹事は、前項の年度が終了したら、速やかに事業報告書及び収支報告書を作成し、監査担当幹事の監査を受け、幹事会及び会員に報告しなくてはならない。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第29条 この規約は、幹事会の3分の2以上の承認により変更できる。

(解散)

第30条 機構は、目的を達成した時点で、正会員の3分の2以上の議決を得、かつ幹事会の承認により解散することができる。

- 2 解散するとき存する残余の財産は事務局が作成した計画について、正会員の3分の2以上の議決を得、かつ幹事会の承認により決定する。

付則 この規約は、平成28年4月1日より改訂実施する。 _